

## 事務局運営細則

**第1条**（目的） この細則は、東京都BBS連盟（以下、「本連盟」という。）規約第20条第5項及び第32条第2項の規定に基づき、本連盟の事務処理の基準その他の事務局の組織及び運営に関し必要な事項を定め、事務局における事務の適正な運営を図ることを目的とする。

**第2条**（職制） 事務局長は、事務局員の中から事務局次長を指名することができる。

2 事務局長は、前項に規定する職制のほか、必要に応じて事務局員の職務を設けることができる。

**第3条**（事務局次長の職務） 事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長に事故があるとき又は事務局長が欠けたときは、その職務を代行する。

**第4条**（事務の決裁） 事務に関する事項は、担当者が立案し、事務局長の決裁を受けて施行する。ただし、重要な事務は、会長若しくは副会長又は理事会の決裁を経なければならない。

**第5条**（代理決裁） 会長、副会長又は事務局長が不在である場合において、特に緊急に処理しなければならない決裁は、決裁権者があらかじめ指定する者が決裁することができる。

2 前項の規定により代理決裁した者は、事後速やかに決裁権者に報告しなければならない。

**第6条**（業務委託） 事務局は、理事会の承認を得て、業務の一部を外部事業者に委託することができる。

**第7条**（要領） 事務局長は、規約、規則及び細則に基づく事務の施行にあたって具体的な事務手続を定めるため、要領を制定することができる。

**第8条**（改廃） この細則の改廃は、理事会の決議による。

### 付 則

この細則は令和4年12月17日から施行する。

---

制定：令和4年12月17日